

八代市景観計画（変更案）、八代市景観条例（改正案）及び 八代市景観条例施行規則（改正案）の概要

1 概要

八代市景観計画では、地域の特性を生かした良好な景観づくりを重点的に進めるための、「景観重点地区」という制度を定めています。

この度、ユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭発祥の地である八代神社（妙見宮）の周辺を、景観重点地区に指定し、妙見宮と周辺の門前町が一体となって形成する魅力的な景観を守るとともに、本市の顔としてふさわしい、祭りの風情と調和した歴史と風格を感じる景観づくりを目指します。

「妙見宮周辺地区」の景観重点地区指定に伴い、八代市景観計画を変更し、併せて八代市景観条例及び八代市景観条例施行規則についても改正を行います。

2 変更の内容 ※詳細は、「八代市景観計画（変更案）」をご覧ください。

- 33ページ 「第4節 景観重点地区と景観重点地区候補の景観形成方針」
 - ・説明文の一部変更
 - ・「妙見宮周辺」地区を「景観重点地区候補」から「景観重点地区」に変更
- 34ページ
 - ・ページの変更 P.37→P.34 「(1) 妙見宮周辺」に変更
 - ・「景観重点地区」の項目を追記
 - ・「①特性」の写真の変更
 - ・「③景観形成方針」のイラスト及びコメントを修正・変更
- 35ページ
 - ・ページの変更 P.34→P.35 「(1) 八代城跡・市役所周辺」に変更
 - ・「景観重点地区候補」の項目を追記
- 36ページ
 - ・ページの変更 P.35→P.36 「(2) 本町アーケード街」に変更
- 37ページ
 - ・ページの変更 P.36→P.37 「(3) 日奈久温泉街」に変更
- 50ページ 「第4節 景観重点地区」
 - ・ページの変更 P.50→P.50～P.53
 - ・(1) 対象区域の範囲 内容を追加
 - ・(2) 届出対象行為 内容を追加
 - ・(3) 景観形成基準 内容を追加
 - ・上記の内容の追加により、以降のページは4ページずつ繰り下げられます。

※八代市景観計画の変更に伴い、八代市景観条例及び八代市景観条例施行規則の該当部分も改正します。（詳細は、「【新旧対照表】八代市景観条例（改正案）」、「【新旧対照表】八代市景観条例施行規則（改正案）」をご覧ください。）